

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	栃木市小野寺ふれあい館利用承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市小野寺ふれあい館条例第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市小野寺ふれあい館条例第7条
	参考事項	栃木市小野寺ふれあい館条例施行規則
	設定等年月日	平成26年 4月 5日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p data-bbox="308 696 475 730">【 基 準 】</p> <p data-bbox="308 752 778 786">1 小野寺ふれあい館利用承認の取消し</p> <p data-bbox="323 797 1353 880">市長は、次のいずれかに該当するときは、ふれあい館の利用を停止し、又はその利用の承認を取り消すことができる。</p> <p data-bbox="316 898 1353 976">(1) 栃木市小野寺ふれあい館条例又は栃木市小野寺ふれあい館条例施行規則の規定に違反したとき。</p> <p data-bbox="316 994 767 1028">(2) 利用承認の条件に違反したとき。</p> <p data-bbox="316 1046 740 1079">(3) 利用目的以外に利用したとき。</p> <p data-bbox="316 1097 1251 1131">(4) 上記に掲げるもののほか、ふれあい館の管理上支障があると認めたととき。</p>	